

宮川・庄川流域

水防災意識社会 再構築ビジョンに基づく取組方針

平成29年7月現在

宮川・庄川流域水防災協議会

1 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

現状の河川において想定される浸水等の水害リスク情報及び現状の減災に係る取組み状況について共有する。共有した内容は以下のとおりである。

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

① 市町村と伝達一覧表の更新内容や危険箇所などについて、相互に確認

- ・毎年4月中に、市村と県が伝達一覧表の更新を行っている。(県、市村)
- ・毎年5月中に、河川堤防や岐阜県水防計画にある重要水防箇所を、市、水防団(消防団)、地元住民代表と合同で巡視を行っている。(県、市)

② 避難勧告等の発令基準

- ・高山市
避難勧告等の判断伝達マニュアル(水害編) 4. 避難勧告等の発令判断基準において記載している。(別添資料1-1)
- ・飛騨市
避難勧告等の判断・基準マニュアル 第1編水害 4. 避難勧告等の発令判断基準において記載している。(別添資料2-1)
- ・白川村
避難勧告等の判断伝達マニュアル(水害編) 4. 避難勧告等の発令判断基準において記載している。(別添資料3-1)

③ 避難場所・避難経路

【避難場所】

- ・高山市
高山市ハザードマップにおいて記載している。
- ・飛騨市
飛騨市公式ホームページにおいて記載している。
- ・白川村
白川村ハザードマップにおいて記載している。

【避難経路】

- ・高山市
高山市ハザードマップにおいて記載している。

④ 避難誘導體制

- ・高山市
地域防災計画第2節避難計画において記載している。(別添資料1-2)
- ・飛騨市
地域防災計画第2編第2章第16節において記載している。(別添資料2-2)
- ・白川村

地域防災計画第2編第21節避難対策において記載している。（別添資料3-2）

⑤ 河川・砂防・道路情報に関する周知

- ・岐阜県川の防災情報、ぎふ山と川の危険箇所マップ、ぎふ川と道のアラームメールの周知、情報内容の把握を図っている。（県、市村）

(2) 水防に関する事項

① 河川情報の入手方法や、ぎふ川と道のアラームメールによる河川情報の配信について水防団に説明

- ・水防協議会や河川安全利用推進協議会などの機会を利用して、水防団に河川情報の入手方法や、情報の内容について説明を行っている。（県）

② 合同巡視に自治会等の代表者を加え、重要水防箇所の巡視を実施

- ・毎年5月中に、河川堤防や岐阜県水防計画にある重要水防箇所を、市、水防団(消防団)、地元住民代表と合同で巡視を行っている。（県、市）

③ 市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応

・高山市

市庁舎、災害拠点病院（高山赤十字病院、久美愛厚生病院）はすべて浸水想定区域外に立地しているため、水害時にも対応できる。

・飛騨市

市庁舎は浸水想定区域内に立地しており想定浸水深は0～0.5mであるが、1階部分は地上より浸水想定深以上であることから水害時にも対応できる。

・白川村

災害拠点の村庁舎は浸水想定区域外に立地しているため、水害時にも対応できる。

(3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

① 排水施設、排水資機材の操作・運用

- ・宇津江排水ポンプ（高山市）、2台

「機能」 巾下排水路が氾濫する場合に、ゲート等を守り、越流や宇津江地域の浸水を防ぐために宮川へ放流することを目的としている。

「操作・運用」

- ・浸水対策ポンプ施設の取扱いマニュアルを作成し、地元町内会や消防団、建設業協会へ操作方法を周知
- ・毎年訓練を実施
- ・危険地域の避難勧告時に建設業協会及び消防団でポンプ運転を実施

② 樋門、陸閘の操作・運用

- ・向町陸閘（県：飛騨市へ委託）

- ・大久古管理棟陸閘（県：飛騨市へ委託）

- ・高野陸閘（県：飛騨市へ委託）

「機能」宮川の洪水が堤内地へ流入することを防ぐことを目的としている。

「操作」

岐阜県古川大橋水位観測局において観測した宮川の水位（標高 482.095mを零点とした量水標の水位をいう。）が 3.3m（はん濫注意水位）に達し、さらに上昇するおそれのあるときは、陸閘を速やかに全閉する。また、水位が下降し、3.3m（はん濫注意水位）を下回り、さらに上昇するおそれがないときは、陸閘を全開する。

宮川の水位が上記に規定する水位未満のときは、陸閘を全開にしておく、ただし、洪水が発生するおそれがあるときはこの限りではない。

- ・上野陸閘（県）

「機能」宮川の洪水が堤内地へ流入することを防ぐことを目的としている。

「操作」

陸閘の閉鎖は、岐阜県古川大橋水位観測局において観測した宮川の水位（標高 482.095mを零点とした量水標の水位をいう。）が 6.7mに達し、さらに上昇するおそれのある場合において、周辺施設等への影響を勘案し古川土木事務所長が決定する。また、水位が下降し、3.8m（避難判断水位）を下回り、さらに上昇するおそれがないときは、陸閘を全開する。

- ・下野陸閘（県）

「機能」宮川の洪水が堤内地へ流入することを防ぐことを目的としている。

「操作」

岐阜県古川大橋水位観測局において観測した宮川の水位（標高 482.095mを零点とした量水標の水位をいう。）が 5.5mに達し、さらに上昇するおそれのあるときは、陸閘を速やかに全閉する。また、水位が下降し、3.8m（避難判断水位）を下回り、さらに上昇するおそれがないときは、陸閘を全開する。

③ ダムの操作・運用

- ・丹生川ダム（県）

「目的」・荒城川の洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに水道用水の供給を目的とする。

「操作」・丹生川ダム操作規則による。

- ・宮川防災ダム（高山市）

「目的」・宮川流域の洪水被害の軽減を目的とする。

「運用」・高山市防災ダム等管理条例による。

- ・山田防災ダム

「目的」・山田川沿岸の洪水被害防止を目的とする。

「操作」・山田防災ダム管理規則による。

2 減災のための目標

岐阜県では、平成19年度に「岐阜県新五流域総合治水対策プラン」をとりまとめ、河川管理者(県)、市町村、県民により、ハード対策とソフト対策を協働で行い、地域の確かな安全・安心に向けた強靱な県土づくりを推進している。

平成25年度には、治水対策プランの内容や、河川構造物の長寿命化・耐震化対策や「清流の国ぎふ」づくりに向けた川づくりなど新たな課題への対応も含めた見直しを行っている。

また、平成27年9月関東・東北豪雨による災害を踏まえ、河川の整備や維持・管理に関する課題、避難や災害時の拠点機能に関する課題などに対し、本県の状況を点検し検証を行い、県や市町村がとるべき対策をとりまとめた。

こうした本県の水害に対する方針のもと、平成32年度までに達成すべき減災のための目標は次のとおりとする。

- 住民が自らリスクを察知し主体的な避難行動がとれるよう、自助・共助・公助による地域防災力の再構築を目指す。
- 氾濫被害を軽減し早期に生活が回復できるよう、社会経済被害の最小化を目指す。

3 地域の取組み方針

前項1において、現状の減災に係る取組状況を共有したうえで、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために、関係機関がそれぞれ又は連携して平成32年度までに実施する事項は以下のとおりとする。

また、毎年の進捗管理は、別紙様式で行うこととする。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・毎年4月中までに、市村と県が伝達一覧表の更新を行うこととする。(県、市村)
- ・毎年5月中までに、河川堤防や岐阜県水防計画にある重要水防箇所を、市、水防団(消防団)、地元住民代表と合同で巡視する。(県)
- ・毎年6月初旬までに、市村と県との間で豪雨災害対応防災訓練を実施し、情報伝達の対応を確認する。(県、市村)

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・これまでに作成済みの浸水想定区域図について、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図に更新する。(県、市)
- ・上記の洪水浸水想定区域図の更新が完了した市から、その洪水浸水想定区域図の情報に基づき洪水ハザードマップの改良を行い地元住民に周知する。(市)
- ・上記の洪水ハザードマップの改良を行った市において、地元住民が洪水ハザードマップを活用し、実際に屋外避難訓練や図上避難訓練を実施する。(市)
- ・岐阜県川の防災情報、ぎふ山と川の危険箇所マップ、ぎふ川と道のアラームメールの周知、情報内容の把握を図る。(県、市村)

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

- ・河川水位計、河川監視カメラの設置を進める。(県)

(参考：既設置済施設)

水位計設置河川：神通川（宮川）、太江川、川上川、苔川、荒城川、大八賀川、
江名子川、高原川

監視カメラ設置河川：神通川（宮川）、江名子川、高原川、荒城川

(2) 的確な水防活動のための取組

① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・河川の改修の進捗状況や、浸水被害の発生状況を踏まえ、重要水防箇所、水位周知河川及び洪水予報河川の設定内容の見直しを行う。(県、市村)
- ・県や市村の広報誌等を使った避難行動等に関する啓発、及び居住地区等に係る災害リスクの住民への周知の実施を行う。(県、市村)
- ・浸水位表示板について、平成16年浸水被害区域の設置(更新)を行う。(県)
- ・毎年5月末までに、水防資機材の整備状況の把握を行い不足している資機材の配備を行う。(県、市村)
- ・的確な水防活動が行えるよう、水防訓練の充実を図る。(県、市村)
- ・水防団(消防団)との情報の共有ができる体制の確立を図る。(県、市村)

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・洪水時の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策や関係者間の情報伝達の充実を図る。(市村)

(3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組

① 排水施設、排水資機材の運用方法の改善

特になし

② 樋門、陸閘の運用方法の改善

特になし

③ ダムの操作・運用方法の改善

水位情報など関係機関との情報共有ルールの策定及び見直しを行う。

4 フォローアップとホットライン

毎年出水期前に協議会幹事会において取組状況の共有、取組方針の設定(必要により更新)、フォローアップを行う。その結果を宮川・庄川流域水防災協議会に報告し意見などを受け取組みに反映する。

また、この他に、河川管理者から市町村長へ提供する洪水予報等の河川情報の伝達方法(ホットライン)などの内容とそれに対する市町村長の対応については、各種会合の機会を活用して説明し情報の共有を図ることとする。

5 各会議の構成と開催状況

(1) 宮川・庄川流域水防災協議会

國島 芳明 高山市長
都竹 淳也 飛騨市長
成原 茂 白川村長
蒲 義博 飛騨市消防団 団長
高野 喜代行 宮川を美しくする会 会長
中澤 一弘 宮川漁業協同組合 組合長
中嶋 国則 古川盆地宮川下流域を水害から守る会 顧問
中家 久和 古川町区長会 会長
三宅 良一 高山市消防団 団長
和田 清 独立行政法人国立高専機構
岐阜工業高等専門学校副校長（教授）

(2) 宮川・庄川流域水防災協議会幹事会

高山市総務部危機管理課長
高山市基盤整備部維持課長
飛騨市総務部危機管理課長
飛騨市基盤整備部建設課長
白川村総務課長
白川村基盤整備課長
飛騨県事務所振興防災課長
高山土木事務所施設管理課長
高山土木事務所河川砂防課長
古川土木事務所施設管理課長
古川土木事務所河川砂防課長

(3) 宮川・庄川流域水防災協議会オブザーバー

国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所長
国土交通省北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所長
岐阜地方気象台 台長

(4) 会議の開催状況

平成28年7月29日 宮川・庄川流域水防災協議会準備会開催
平成28年8月18日 宮川・庄川流域水防災協議会開催（書面表決）
平成29年6月7日 宮川・庄川流域水防災協議会幹事会開催
平成29年7月10日 宮川・庄川流域水防災協議会開催